

別居親 学校で面会交流

学校が、離れて暮らす親と子どもの面会交流の場になる。

静岡県藤枝市がこんな試みを新たに始めた。自治体が面会交流のために学校利用を認めたのは全国で初めて。もちろん異論も予想された。そんな中で実現した背景には一人の親の熱意があつた。

「子どもとの面会交流の場に苦労する他の人のためにもなると思って、市にお願いをしました」。藤枝市に住む三十代の会社員男性は振り返る。

静岡・藤枝市が全国初の試み

「子どもとの面会交流の

親権も監護権も妻と共同で行使している。園内で娘に

小中学校での面会交流について説明する静岡県藤枝市ホームページ

「私が保育園で娘に会えたのだから、親権を失ったほかの親も同様に面会ができるようにならないか」ということだった。自身が八ヶ月間、問題なく面会交流を続けたことを実績として、昨年十月に市と交渉を始めた。

一〇一年の民法改正で

協議離婚の際には、子の養育費とともに面会交流について取り決めるよう定められた。しかし、強制力はない。別居親が子と会うことや学校行事への参加を求める場合、学校がどう対応すべきかという指針もない。

「親権者は元妻とする代わり、週二回の面会交流は継続する」とする和解案を示し、男性も同意した。離婚裁判が続いている間に、男性は娘の通う保育園

会わせてほしい」と相談。

了解を得て週二回、夕方の迎えの時間帯に「十分間ずつ、娘に会いに行つていだ。和解の内容は、この実績が反映されたといえる。

次に男性が考えたのが「私が保育園で娘に会えたのだから、親権を失ったほかの親も同様に面会ができるようにならないか」ということだった。自身が八ヶ月間、問題なく面会交流を続けたことを実績として、昨年十月に市と交渉を始めた。

市内の公立小中学校や保

育園、幼稚園に周知し面会

交流が可能になった。「子

どもにどつては別居親も大

切な親。面会交流も施設管

理権を侵害しない範囲でな

らできる」と判断した。まだ

実例はなく手探りだが、安

全に進めたい」と担当者は話している。

市教委のホームページによると、離婚時に裁判所が作成した調停調書や審判書、判決書、両親の合意書などによって面会交流がされることが少なくない。

しかし、学校で非親権者の親と子どもが会うことを妨げる法的根拠はない。それは文部科学省も認めている。問題は場を提供するのかどうか施設管理権を持つ教育委員会の判断だつた。藤枝市教委は十一月になつて「法的根拠のある接見禁止命令が出されている場合などをのぞき、離婚して親権を失った親でも小学校内での面会は可能」と判断し、面会交流の場を提供すると男性に通知した。前例のない画期的な取り組みの表明だった。

しかし、親権者の同居親の中から当然、反対の声が出ることが予想される。多くの自治体は「学校は学習活動の場。面会交流を行うことは想定していない」と消極的だ。専門家は同市の取り組みをどう見るのか。

関西学院大の井上武史教授(憲法)は「面会交流は別居親の人権としてあるべきだが、適切な場所が少ないと問題も起きている。離婚も増える中で面会交流は公共政策として取り組むべき課題であり、自治体による場所の提供によって支援がなされるのであれば望ましい。学校などが別居親と子の交流を見守ることに意義がある」と話した。

適切な場所 少なく「自治体の支援 望ましい」

認められている場合、放課後の時間帯に小会議室など面会する場所を提供することを想定している。「非親権者といつだけで偏見も持たれ、今まででは学校に行くと追い返されたり、警察を呼ばれたりした。そんな実務をえていくきっかけになる」と男性は喜ぶ。